

民法改正に関するパブリックコメント手続延期を求める会長声明

現在、法務省法制審議会民法（債権関係）部会において、民法（債権法）の全面改正に向けての審議が行われており、論点とりまとめ作業が進められている。近日中には、中間的な論点整理に関するいわゆるパブリックコメント手続が行われる予定となっていたが、そのような中、本年3月11日、東日本大震災が発生した。

言うまでもなく民法は、市民生活や企業の経済活動等に直結する極めて重要な基本法（私法一般法）であるから、同法の改正を検討するにあたっては、広く市民・消費者・労働者・企業・各種団体等に意見を求め、慎重に審議を行う必要がある。とりわけ消費者・労働者・中小零細事業者など社会的弱者が不利益を蒙ることないよう、公正で正義にかなうものとなるよう、十分に検討しなければならないことは言うまでも無い。

ところが、今回の東日本大震災により、東日本の太平洋沿岸部を中心に、広範囲に壊滅的な被害が発生した。今なお、多くの被災者が不自由な避難所暮らしを余儀なくされている。福島第一原子力発電所の事故は、地震から1か月が経過した現在でも収束の兆しが見えない。被災地域の住民や企業・各種団体等のもとより、日本全体が震災後の対応に追われ、立法の面でも、被災者を救済し、復旧・復興を支援するための特別立法こそが急務となっている。また、今回の大震災を契機に、今後長きにわたり、これまでは想定されていなかったような民事上の紛争も多数起こりうるものと考えられる。社会情勢の変動に伴い、従来支持されてきた民法解釈の妥当性に疑義が生じる可能性もある。

かような社会的情勢にもかかわらず、拙速にパブリックコメント手続や審議を進めた場合、民法（債権法）改正に向けての検討に国民や企業・各種団体等の意見を適切にくみ取ることができず、国民生活の実態や社会情勢の変動を十分に反映した内容とはならない危惧があると言わざるを得ない。また、被災者救済立法が何よりも求められている状況下で、全般的な民法改正を世に問うことに国民の理解が得られるかについても、疑問がある。逆に、この時期に、例えば債務不履行と帰責事由、危険負担、消滅時効期間といった民法の基本ルールの見直しを国民に問うこと自体が、被災地に誤解や不安を招くのではないかとの懸念もある。

よって、当会は、国に対し、今回の震災に伴う混乱状況が収束し、かつ、国民生活及び企業活動等が落ち着きを取り戻すまでの相当期間、少なくともパブリックコメント手続を延期すること、あわせて、今回の震災の影響に十分に配慮した審議日程を組むことを求める。

2011年（平成23年）4月12日

兵庫県弁護士会

会長 笹野哲郎